

岩手県告示第433号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
八幡平市立病院	八幡平市大更第25地割328番地 1	令和11年 7 月31日